

原 告 唯 野 久 子 外 1414 名

被 告 GE ジャパン株式会社 外 2 名

## 証 抱 説 明 書 1

2014 年 1 月 30 日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 昭 宏 外

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
1	『国会事故調報告書』	原 本	2012.9.30	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第一原発の概要、本件原発事故の発生経緯、原因、本件原子炉等に係る諸問題等に係る事実。
2	読売新聞	写 し	2011.3.13	読売新聞社	本件原発事故の爆発の画像が新聞の一面で報道された等の事実。
3	『放射線被ばくによる健康影響とリスク評価』	原 本	2011.11.30	山内知也	放射線の内部被曝によるリスク等に係る事実。
4	原子力委員会 月報	写 し	1956.12	科学技術庁 原子力局	米国からの強い要求によって、免責条項を含んだ細目を締結した等の事実。

					原賠法の制定に向けて、①無過失責任、②免責は異例な事由に限定、③責任を集中し、求償権は故意又は重過失がある場合に限定、④損害賠償措置の強制、⑤損害賠償し得ない場合の国の補償、の各項目について答申がなされた等の事実。
5		1959.12			
6	衆議院会議録 第 31 号	2011.7.8			内閣総理大臣である菅直人氏が「これまでの原子力安全行政が十分でなく、間違っていたということは認めざるを得ない、原子力に関する安全神話が政府にも事業者にもあったことを謙虚に反省すべき」等と述べた等の事実。
7	東日本大震災 復興特別委員会議 録第 14 号	2011.7.20	独立行政法人 国立印刷局		国会でも一原子力事業者のみに責任を負わせることの不十分さが認識されていた等の事実。
8	東日本大震災復興 特別委員会議録 第 12 号	2011.7.13			参考人から、責任に基づいて費用負担が必要であること、そのために原発メーカーの責任が問われることも考えるべき等が述べられた等の事実。
9	東日本大震災復興 特別委員会議録 第 16 号	2011.7.26			原賠法が本件原発事故ほど大規模の事故を想定していなかったため、原賠法が十分な議論をせずに制定されたことを国会議員が認めている等の事

					実。
10	原子力損害賠償紛 争解決センター活 動状況報告書	写 し	2013.2	原子力損害賠 償紛争解決セ ンター	ADR センターによる和解が思うよう に成立せず、被害者救済が進んでいな い等の事実。
11	『科学』1055号	原 本	2013.9.1	岩波書店	第一原発1号機は、津波ではなく地震 によって損傷した可能性が高いこと 等の事実。
12の 1	『技術と人間』	写 し	1976.6.10	アグネ出版社	ブライデンボーグらがアメリカ議会で、 マークIの欠陥ないし危険性につい て証言を行ったこと及びその欠陥の 内容等。
12の 2			1976.7.10		
12の 3			1976.8.10		
12の 4			1976.9.10		
13	報告書「Mark-I型 格納容器問題につ いて」	写 し	1990.1	資源エネルギー 庁・原子力発 電安全審査課	NRC がマークIの欠陥に対する対策 を報告したこと及び日本では対策の 必要はないとした等の事実。
14	グリーンピース・ジ ャパン プレスリリース	原 本	2013.6.26	国際 NGO・グ リーンピー ス・ジャパン	東京電力株主総会において、グリーン ピース・ジャパンが株主として、同社 に被告らの賠償責任の検証を求める 株主提案を提出したが、否決された等 の事実。